

○逗子市水道法施行取扱規則

平成25年 3 月29日

逗子市規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）の施行に関し、水道法施行令（昭和32年政令第336号）及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(専用水道の布設工事の確認申請)

第2条 法第33条第1項の申請書は、専用水道布設工事確認申請書（第1号様式）とする。

2 法第33条第5項の規定による通知は、当該工事の設計が施設基準に適合することを確認したときは専用水道布設工事適合確認書（第2号様式）により、適合しないと認めるとき又は申請書の添付書類及び図面によっては適合するかしないかを判断することができないときは専用水道布設工事不適合（不確認）通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(専用水道布設工事確認申請書記載事項の変更の届出)

第3条 法第33条第3項の規定による届出は、専用水道布設工事確認申請書記載事項変更届（第4号様式）により行うものとする。

(専用水道の給水開始の届出)

第4条 法第34条第1項において準用する法第13条第1項の規定による届出は、専用水道給水開始届（第5号様式）により行うものとする。

(水道技術管理者の設置等の報告)

第5条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第19条第1項の規定により水道技術管理者を設置したときは、速やかに専用水道技術管理者設置報告書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

2 専用水道の設置者は、水道技術管理者を変更したときは、速やかに専用水道技術管理者変更報告書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

(専用水道の水質検査の報告)

第6条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第20条第1項の規定により水質検査を行ったときは、速やかに当該水質検査の結果を専用水道水質検査結

果届（第8号様式）により市長に報告しなければならない。

（給水の緊急停止の報告）

第7条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第23条第1項の規定により給水の停止を行ったときは、専用水道施設給水緊急停止報告書（第9号様式）により直ちに市長に報告しなければならない。

（専用水道の業務の委託等の届出）

第8条 法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項の規定による業務を委託したときの届出は専用水道管理業務委託届（第10号様式）により、委託に係る契約が効力を失ったときの届出は専用水道管理業務委託契約失効届（第11号様式）により行うものとする。

（専用水道の廃止の届出）

第9条 専用水道の設置者は、専用水道を廃止したときは、速やかに専用水道廃止届（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

（簡易専用水道の設置の届出）

第10条 新たに簡易専用水道を設置した者は、速やかに簡易専用水道設置届（第13号様式）を市長に提出しなければならない。

（簡易専用水道設置届記載事項の変更の届出）

第11条 簡易専用水道の設置者は、簡易専用水道設置届の記載事項（次に掲げる事項に限る。）に変更があったときは、速やかに簡易専用水道変更届（第14号様式）を市長に提出しなければならない。

（1）建物の名称

（2）設置者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

（3）受水槽の形状及び位置

（簡易専用水道の廃止の届出）

第12条 簡易専用水道の設置者は、簡易専用水道を廃止したときは、速やかに簡易専用水道廃止届（第15号様式）を市長に提出しなければならない。

（委任）

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。